

第13回 岐阜県河川整備計画検討委員会 議事要旨

日時：平成24年2月9日(木) 10:00~12:00

場所：岐阜県庁 議会棟西棟3F 第一会議室

1. 議事

木曽川中流圏域河川整備計画(原案)について

2. 議事要旨

木曽川中流圏域河川整備計画(原案)について

上記議事の内容について事務局が説明。その後、質疑がなされ、原案は概ね了承された。一部修正を要する箇所については、委員長に一任することで了承された。ただし、委員長の指示がある場合は、各委員に修正案を確認することとした。

交わされた質疑応答の主な内容は以下の通りである。

- 費用対効果の観点から加茂川の整備は非常に効果的であることが分かるが、河川整備計画は、30年という大変長い期間の計画を決めるものである。費用対効果の便益の時間的な変化について補足をして欲しい。

通常の事業であれば、経済的に効果のある箇所から投資を行うべきであるが、河川事業では、ある箇所で事業を行うことにより他の箇所に不利益を生じさせないという原則に基づき、基本的には下流から順に整備を行っている。そのため、実際には、一連の区間の整備が完了した時点で、効果が急増するということが起こり得る。

ただし、上流で改修をしても下流に影響を及ぼさないことが確認できれば、上流を先に整備することも可能である。御嵩町の二年連続で内水氾濫の発生した箇所については下流に影響がないことを確認しながら整備を順次進めていきたい。

- 計画年数である30年の間に人口構造などが変化することにより、人々の川への思いや、川に対するニーズも多様化していくかもしれない。それに耐え得るような護岸形状や植生を考慮していくことが重要であるが、どのように考えているか。

岐阜県には自然共生工法認定制度という仕組みがあるが、護岸や植生については、現在も日進月歩で研究を進めているところである。

特に護岸に関しては、数年前までは、洪水に対して安全であり、かつ植物も十分繁茂する護岸をつくることが目標とされていたが、最近では、護岸と水際の役割をはっきりと区別して整備していくことが基本とされるなど、考え方が変わってきている。

今回の整備対象河川においても、治水上の安全性は護岸で確保しつつ、その前面に盛土をして水際の環境を保全する方法を採用している。

また、実際に施工する際には、川で活動する団体や住民らで構成する「ベストリバー推進グループ」などの組織を活用しながら、様々な方々の知見を踏まえながら、整

備を進めていくこととしている。

- ・ 本文中の河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項に、住民生活や産業に関する記述が無いとため、「流域住民の生活や産業は、当該河川的环境に大きな影響を与えておらず、現在のところ、非常にうまく共生できており、今後もこの良好な現状の維持に努める」などの表現を追記することが望ましい。全体的に自然科学的な記述が多いため、人間生活や産業などの社会科学的な記述を加えられたい。
- ・ 本文中の圏域の概要の気象の記述については、近年、気象変動が激しいということも記載することが望ましい。
- ・ 本文中の「はじめに」には、人的な被害だけでなく、物的な被害についても記載することが望ましい。また、治水面に関する記述の割合が多いため、「人間生活や産業が自然環境とうまく共存して、住民が豊かに安全に暮らしていく」などの表現を追記すると良い。
- ・ 「環境」という語句は、自然環境だけでなく産業や生活環境なども含まれるものであるため、環境情報図のタイトルは、「環境（自然環境）」と記載することが望ましい。

ご指摘いただいた内容を検討し、文章を再考していきたい。

- ・ 河道の維持管理については、短期と長期に分けて考えるべきである。短期的な対策としては、浚渫が最も効果的であり、実際に浚渫した箇所住民には安心感が広がっている。残土の問題はあるが、多くの箇所浚渫をして欲しい。
- ・ 避難勧告については、解除後に何らかの事態が発生した場合、責任を問われる可能性があるため、どのように解除するかが非常に難しい。河川に関する避難勧告を発令した場合に、避難勧告解除をするための数値的な指標について、検討して頂きたい。

川の水位が下がり、溢れる可能性が少なくなったとしても、土石流やがけ崩れなどが発生する可能性もあることから、避難勧告の解除の目安となる数値的な指標については、慎重な判断をせざるを得ない。

より絞り込んだ地域に避難勧告を発令することができるよう、データ提供の充実に努めていきたい。

- ・ 御嵩町には亜炭鉱が多く、陥没などの被害が生じていると聞いている。浚渫によって発生する土砂で、この空洞部分を埋めることはできないのか。

確実に安全な場所があれば、上から埋めることは可能と考えられるが、横から埋めることは難しいと思われる。

- ・ 概ね 130 年に 1 回程度発生する規模の洪水を安全に流せるという説明であったが、同規模の洪水が 2 年続けて発生していることから、その発生確率自体も変わってくるのではないか。

- ・ 河川環境に関して「関係機関や地域住民と連携して」と記載されているが、それぞれの役割分担や具体的な連携の方法が重要であるため、明確化すべきでないか。

ご指摘のとおり、発生確率は評価する時点で変化するものである。流量配分図に記載している計画流量が確保されるように改修を行うこととしており、今後、データの蓄積に伴い発生確率が変化したとしても、本整備計画の達成目標としては計画流量を

用いることとしている。

また、関係機関や地域住民との連携の事例のひとつとして、ぎふ・リバー・プレーヤー事業という、地域住民や団体、企業等が自発的に行う、除草、河川巡視、清掃、花植え等の河川の維持管理活動に対し、市町村を通じて実費を支給する制度がある。また、次年度からは森林環境税も新たに導入されることから、その原資も活かしながら、さらなる連携を図っていきたい。

次代に引き継いでいくという観点からも、地域住民との連携は非常に重要な要素ではあるが、個々に具体的な記述をしていくと膨大な分量となってしまうため、本文の記述は変更しないこととする。

- ・ 工事着手時に、漁協は要望を行っているが、工事に反映してもらえないことが多い。
- ・ 設計業務を発注する前の段階で、行政が工事の内容に対する漁協からの要望を収集した上で、設計条件として明示し発注するか、設計業者が現地の要望を十分に調査した上で設計を行ってもらえるよう配慮願いたい。

県の現在の制度としては、発注時に、川づくりの目標、工法、施工時に配慮すべき事項等を施工業者に明示した上で、県、設計業者、施工業者の三者協議を行いながら、生物に配慮した工事を行っていくことを原則としている。事実確認した上で、原則に基づいていない事例があればしっかりと指導をしていく。

- ・ 個々の工事についても自然共生工法研究会が関わりを持てる体制づくりをしてもらいたい。
- ・ 概ね 130 年に 1 度程度発生する規模の洪水が 2 年続いたが、今後もさらなる豪雨が降るかもしれないという不安があるが、費用対効果の面などから、整備には限度があることも承知している。少なくとも、本文に記述されているとおり、過去に発生した洪水については対応できるよう早期に整備していただきたい。また、その効果が十分発揮されるよう、維持管理も適切に行っていただきたい。
- ・ また、基本的には下流から順に改修を行うことが原則ではあるが、久々利川の上流では 2 年連続で床上浸水が発生しているため、特に危険な箇所は出来る限り早期に整備していただきたい。
- ・ 災害時、消防団や土木関係従事者は、豪雨の危険な中でも、水防活動に尽力していただいているが、過去には水防活動中に亡くなられた消防団の方々もみえる。費用は掛かるかもしれないが、人の生命を守ることは最も重要なことである。これまでの教訓を踏まえ、河川改修を着実に進め、河川管理を適切に行うなど、安全対策を十分にしていきたい。

3. ご欠席の委員からのご意見

- ・ ここ数年の気象状況の変化は、過去のデータからの予測では補いきれないと感じている。局地的な集中豪雨などが、その良い例である。自然現象の変化を今後どのように考えるのか。果たして予測ができるのか。それに対して、河川対策をどのようにするのか。現時点での考えを聞かせていただきたい。

気温が上昇すると、空気の単位体積あたりに含むことができる水蒸気の質量が増すため、エネルギーの高い状態となりやすく、そのような空気が冷やされると多くの水分と潜熱(液体が気体になるために必要とされる熱量)がエネルギーとして放出され、それが周囲から水蒸気を含んだ空気を次々に集中させるように働いて、大雨になる。

このようなメカニズムから、地球温暖化等により、気温が高くなると、これまで以上に短期的・局地的な豪雨が降りやすくなると指摘されている。

これに対する対策の基本的な考え方としては、河川改修などのハード対策と、的確な避難を行うための河川情報提供システムの充実などのソフト対策を、効果的に組み合わせ対応したいと考えている。

加えて、計画規模を超えるような洪水が発生しても、被害を最小限に抑えるため、水衝部などの堤防については、堤防の天端や裏法面を防御することで、洪水が越えても破堤しにくい、粘り強い堤防の整備を行うなど、工夫をしていく方針である。